令和６年度嬉野市うれしの茶交流館人材派遣業務委託

プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和6年度嬉野市うれしの茶交流館における職員の人材派遣による管理運営業務(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための業務提案(以下「本業務提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査し、選定するために必要な事項を定めたものである。

１　業務概要

　(1)　業務の目的

本業務は、うれしの茶交流館の管理運営業務について、館長及び職員を人材派遣により委託し円滑な管理運営を図るものである。

　(2)　業務内容

　　　別紙仕様書のとおり

　(3)　履行期間

　　　　令和6年４月1日から令和7年3月31日まで

　(4)　委託予定上限額(消費税及び地方消費税含む)

　　　24,594千円

2　参加資格要件

　　本件プロポーザルに参加できる者は、以下の全てを満たす事業者等とし、本業務委託

を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

　なお、参加要件確認のため、所管の警察署へ照会する場合がある。

(1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。

(2) 過去に嬉野市において同種の人材派遣業務を受託した実績があること。

(3)　嬉野市の入札参加資格申請書を提出している事業者であること。

(4)　個人情報の取り扱いについて、プライバシーマークを取得している事業者であること。

　　　　ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者となることはできません。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
2. 会社更生法(平成14年法律第154号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者
3. 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
4. 契約の日以前６か月以内に金融機関において、不渡り手形を出している者
5. 参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けている者
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者
7. 嬉野市暴力団排除条例（平成24年嬉野市条例第2号）第2条第4号の規定に該当する者
8. 国税・都道府県民税及び市町村民税を滞納している者

3　募集方法及びスケジュール

　　本市ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日程・期限 |
| 公募開始 | 令和6年1月 15日（月） |
| 質問書の提出期限 | 令和6年1月 22日（月）17：00必着 |
| 参加表明書提出期限 | 令和6年1月 22日（月）17：00必着 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和6年1月 23日（火）発送 |
| 質問書への回答 | 令和6年1月30日（火）までに回答 |
| 業務提案書提出期限 | 令和6年2月8日（木）17：00必着 |
| 審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ） | 令和6年2月20日（火）※詳細は別途通知する。 |

4　参加手続き等

　　参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

1. 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

ア　参加表明書（様式第1号）

イ　会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可。）

ウ　直近年度の決算書

エ　業務実績一覧（任意様式）

　※行政機関における過去5年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

オ　納税証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国

税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は

特別区税の未納がないことを示すもの。）

カ　商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3ヵ月

以内に発行された証明書）

1. 参加表明書類の提出

　　　参加表明書類1部を以下の通り持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明

書類は、（1）の添付書類一式を綴り、表紙に業務名称及び提出業者名を記入するこ

と。

　　　提出先：嬉野市役所嬉野庁舎　産業振興部　茶業振興課

1. 参加資格審査結果の通知

　　　参加資格審査結果は、プロポーザル審査後書面により発送する。

1. 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、業務提案書（様式第2号）に以下の添付資料を添付のうえ、1部提出すること。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式第3号）を提出すること。

ア　受付場所：嬉野市役所嬉野庁舎　産業振興部　茶業振興課

ウ　添付書類：提案事項（任意様式）及び業務実施体制（任意様式）、業務工程表

（任意様式）、見積書（任意様式、消費税込み）

エ　提出方法：持参又は郵送とする。持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から

午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

5　企画提案の内容

　　別添の業務仕様書に記載している業務内容について提案すること。

6　質問回答

1. 質疑の受付

　本業務の質問については、「chagyou@city.ureshino.lg.jp」にメールで送信する　こと。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受信確認は差し支えない。

1. 質疑に対する回答

ア　回答方法：原則メール又はファックスにて回答する。なお、本業務にあたる質問のみに回答するとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7　最適提案者の選定方法等

1. 審査方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

1. 評価基準等について
	1. 基本的要件

事業目的理解度

・交流館の運営目的を十分理解したうえで、管理運営が提案されているか。

類似業務実績

・同種又は類似業務の実績があり、本事業の業務遂行に十分な能力を有して

いるか。

　　　②　運営提案・実施

　　うれしの茶交流館の管理運営にあたり、円滑な運営を実施するための提案がされているか。

1. 最適提案者の選定方法
	1. 前項の（2）に基づいて採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。
	2. 最高得点を得た者が複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。
		1. 評価基準（２）「②企画立案・実施に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案事業者とする。
		2. イ）の最高得点を得た者が複数となった場合は、「①基本的要件に関する評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案事業者とする。
		3. ロ）の最高得点を得た者が複数となった場合は、見積金額が安価である者を最適提案者とする。
		4. ハ）において見積金額が同額となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。
	3. 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。
	4. ①、②にかかわらず、総合得点の6割未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。
2. その他

　　次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

* 1. 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
	2. 提出書類に虚偽又は不備があった場合
	3. 契約の履行が困難と認められるに至った場合
	4. 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
	5. 見積額が委託上限額を超過している場合
	6. その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

8　審査（プレゼンテーション）の実施

1. 提案者出席者数

配置予定者を含めた3名以内

1. プレゼンテーションに要する時間

概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

1. プレゼンテーションの内容

　　プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

1. プレゼンテーションに要する機材

　　パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

9　審査結果の通知・公表

　最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

10　契約手続等

1. 選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

1. 選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第3号）を提出すること。
2. 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、業務内容及び委託料について、双方協議のうえ契約上限額の範囲内において変更を行う場合がある。

11　その他

　(1)　費用負担

　　　 本実施要領に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担に

よりこれを行う。

　(2)　著作権

　　　 提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、市

が公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、双方協議のうえ提出された業務提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

　(3)　提案書

　　　　同一の参加者から複数の業務提案書の提出は受け付けない。

【問合及び書類提出先】

　嬉野市役所　産業振興部　茶業振興課（担当：）

　〒843-0301　嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

℡ 0954-42-3308　Fax 0954-42-3300

　電子メールアドレス：chagyou@city.ureshino.lg.jp